

平成31年3月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成31年3月1日

○出席議員 14人

1番 鈴木 克己 君
5番 磯野 典正 君
8番 佐藤 啓史 君
11番 松崎 栄二 君
15番 岩瀬 義信 君

3番 藤本 治 君
6番 照川 由美子 君
9番 寺尾 重雄 君
12番 丸 昭 君
16番 末吉 定夫 君

4番 久我 恵子 君
7番 戸坂 健一 君
10番 土屋 元 君
14番 黒川 民雄 君

○欠席議員 1人

13番 岩瀬 洋男 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君
教 育 長 岩瀬 好央 君
企 画 課 長 軽 込 一 浩 君
税 務 課 長 土屋 英二 君
介護健康課長 大森 基彦 君
生活環境課長兼
清掃センター所長
神 戸 哲也 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君
会 計 課 長 菰 田 智 君
社会教育課長 長 田 悟 君

副 市 長 関 重夫 君
総 務 課 長 酒 井 清彦 君
財 政 課 長 齋 藤 恒夫 君
市 民 課 長 植 村 仁 君
福 祉 課 長 吉 清 佳明 君
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克己 君
観 光 商 工 課 長 高 橋 吉造 君
教 育 課 長 岡 安 和彦 君
水 道 課 長 大 野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡 辺 茂雄 君

議 事 係 長 原 隆 宏 君

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 一般質問

第2 休会の件

開 議

平成31年3月1日（金） 午前10時開議

○副議長（松崎栄二君） ただいま出席議員は14人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○副議長（松崎栄二君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、藤本治議員の登壇を許します。藤本治議員。

〔3番 藤本 治君登壇〕

○3番（藤本 治君） 日本共産党の藤本治でございます。本定例会4人の一般質問のうち、最後の1人として、今日の一般質問を務めさせていただきます。

それでは、通告いたしました5つのテーマに基づきまして、順次質問をさせていただきます。

まず第1は、水道事業の中・長期見通しについてであります。

まず1つに、石綿セメント管の布設替えの現状と、佐野浄水場の大規模改修の必要性とその時期について、現時点でどう考えているのか、伺います。

2つに、勝浦市水道ビジョンと末端給水事業の統合に伴い策定される中・長期計画との関係はどうなるのか、特に佐野浄水場の大規模改修は、統合される事業の中でどう扱われるのか、伺います。

3つに、中・長期における水道料金変動の要素と、その規模、タイミングがどうなるのか、伺います。

4つに、国が推進する水道事業の広域連携と官民連携は、広域連携を最大化した上で、それをコンセッション方式により民営化しようとする気配が濃厚です。海外では破綻が明らかとなり、再公営化が流れとなっており、今さら失敗しない民営化などあり得ません。現在進めている用水供給事業の統合と末端給水事業の統合が何のためのものであるのか、改めて伺います。

5つに、2つの事業の統合が予定どおりに進展しているとは見えません。今どのような状況で、何がネックになっているのか、伺います。

6つには、県内一高い水道料金の値下げを求める勝浦市民の切実な願いに、直ちに、そして将来的にどう応えるのか、伺います。

2つ目のテーマといたしましては、ごみ袋代の値下げについてであります。

1つに、いすみ市、大多喜町、御宿町では、指定ごみ袋の販売価格を、焼却ごみ用は45リットル10袋500円、資源ごみ用は45リットル10袋を、いすみ市では200円、御宿町では150円、大多喜町は袋を指定せずと定め、流通させています。これがどのような仕組みで運用され、ごみ収

集手数料及びごみ袋製造・流通費用はどのような構成と取引関係なのか、伺います。

2つに、勝浦市でも、これと同じ方法によって指定ごみ袋の販売価格を、焼却ごみ用は45リットル10袋500円、資源ごみ用は45リットル10袋150円と定め流通させることは可能かどうかを伺います。不可能と言うならば、その理由、特にこの方法を採用することのどこが独占禁止法に触れるのか、伺います。

3つに、焼却ごみ用で40リットル10袋に618円から670円を負担している勝浦市民の切実な願いは、ごみ袋代が高過ぎる。せめて隣町並みに値下げをとというものです。これをどう受けとめ、これにどう応えるのか、伺います。

3つ目のテーマといたしまして、国保税の負担軽減についてであります。

昨年11月、日本共産党中央委員会は、新しい国保政策、高過ぎる国民健康保険料（税）を引き下げ、住民と医療保険制度を守ります、を発表いたしました。その中心点は、地方団体も要求している1兆円の公費負担増によって、国保料を協会けんぽの保険料並みに引き下げというものです。また、その具体策として、均等割、平等割の廃止を打ち出しました。その財源には、株主配当の総合課税や高額の株式譲渡所得への課税率を欧米並みに引き上げるだけで1.2兆円が生まれることを示しています。

そこで伺います。1点目は、全国知事会、全国市長会は、加入者の所得は低いのに保険料が一番高いという矛盾こそ国保の構造問題であるとして国に解決を求めています、市の認識もこれと同じかどうか伺います。

2つに、2014年に全国知事会は与党との交渉で、国保料を協会けんぽ並みに引き下げるには1兆円の公費負担増が必要という試算を示し、都道府県の意見集約の結果として、国保料を協会けんぽの保険料並みに引き下げることを求めましたが、この要望に対する市の見解を伺います。

3つには、被用者保険の保険料は、収入に保険料率を掛けて計算するだけで、家族の人数が保険料に影響することはありません。また、フランスやドイツでは、日本の国保に当たる自営業者の医療保険も、保険料は所得比例型の定率負担で賦課され、日本の国保の均等割のように頭割りで定額を課すやり方はとられていません。原始的で野蛮な税制である人頭税と同じ均等割、平等割は廃止すべきと考えますが、市の見解を伺います。

4つに、公費1兆円を投入すれば均等割、平等割を廃止し、協会けんぽ並みの保険料にできるといいますが、本当でしょうか、伺います。

5つに、現行の国保制度には、災害などで所得が激減した人の保険料を一時的、臨時的に免除する仕組みはありますが、常設の免除制度はありません。一時的に困った人は助けるけれど、ずっと困っている人は助けないという矛盾した制度になっています。生活困窮者の国保料を免除し、その費用は国庫で補う国の制度をつくるべきだと考えますが、市の見解を伺います。

6つには、無慈悲な保険証取り上げや強権的な差し押さえをやめ、滞納者の生活実態をよく聞いて親身に対応する相談・収納活動に転換すべきと考えますが、市の見解を伺います。

7つに、国保の都道府県化による保険料の引き上げに断固反対するとともに、自治体独自の負担軽減の取り組みを維持・拡充することが必要と考えますが、市の見解を伺います。

続いて、4つ目のテーマといたしまして、小中学校特別教室へのエアコン設置について伺います。

1 つには、小中学校普通教室へのエアコン設置の後は、引き続き特別教室への設置が課題となりますが、どのように設置を進めるお考えか、見解を伺います。

2 つに、特に体育館は、児童生徒が日常的に使用するとともに、災害時には避難所として利用される施設です。万が一、真夏に体育館を避難所として使用せざるを得ない場合、エアコンの有無は避難生活の質を大きく左右します。近い将来の大規模及び長期にわたる災害も想定して、真夏の猛暑にどう対応するのか、伺います。

5 つ目には、デマンドタクシーの拡充について伺います。

1 つに、新年度においてデマンドタクシーの利用できる場所、利用時間、利用条件等が、いつから、どのように拡充されるのか、伺います。

2 つに、公共交通機関の停留所からの距離などの物理的な条件のほかに、身体能力や免許返納等の条件でも利用できるよう個別に柔軟に対応する、また、日曜運行のニーズ調査など、将来的に検討・拡充すべき課題をどう考えているのか、伺います。

以上、登壇しての質問を終わります。

○副議長（松崎栄二君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、水道事業の中・長期見通しについて申し上げます。

1 点目の石綿セメント管の布設替えの現状と佐野浄水場の大規模改修の必要性等についてであります。石綿セメント管の布設替えは、毎年計画的に実施しており、今年度は、興津地先で布設替え工事を行いました。

現在、石綿セメント管の残存延長は2,751メートルとなっており、今後も継続して、布設替工事を実施してまいります。

また、佐野浄水場の大規模改修の必要性とその時期についてですが、佐野浄水場は、昭和44年10月に竣工し、49年が経過しております。

地方公営企業法施行規則が規定する耐用年数は60年とされておりまして、法定耐用年数に至るまでには10年程度の期間が残されており、現在は、経年劣化への対策として、必要な改修・修繕を行い、維持管理の適正な運営を図っております。

佐野浄水場の大規模改修につきましては、平成33年度から平成42年度までの10年間を計画期間とする新たな水道ビジョン、特に、今回は、財政的な裏づけのもとで事業を継続していくための経営の基本計画となる経営戦略を兼ねた水道ビジョン並びに経営戦略を策定する予定となっておりますので、その計画の中で十分に検討してまいりたいと考えます。

2 点目の勝浦市水道ビジョンと末端給水事業の統合に伴い策定される中・長期計画との関係等についてであります。勝浦市水道ビジョンは、本市の水道事業の方向性と目標を掲げた事業運営の指針となるものであります。

一方、末端給水事業を統合するために策定される統合基本計画では、事業統合後の10年程度の期間における具体的な実施計画を策定するものとされています。

今後、統合基本計画の策定に当たりましては、関係する市町の水道ビジョンにも配慮しながら、協議・検討が行われるものと考えます。

また、佐野浄水場については、昨年2月に策定されました広域化基本構想において、存続さ

せるべき施設として位置づけられておりますので、統合基本計画において施設存続に必要な対策が計画されるものと考えております。

3 点目の中・長期における水道料金変動の要素等についてであります。料金変動の要素として、人口減少による給水収益の減少や老朽化対策に伴う費用の増加等が挙げられますが、今後策定します水道ビジョン並びに経営戦略の中で、健全経営を継続していく上で必要となる料金設定について、十分な検討を行いたいと考えております。

4 点目の現在進めています用水供給事業の統合と末端給水事業の統合が何のためのものであるのかとのご質問であります。用水供給事業体と県営水道の統合につきましては、県が平成27年9月に策定いたしました県内水道の統合・広域化の進め方において、統合の目的は、水道事業体の運営基盤の強化、合理的な施設の整備・更新、用水供給料金の格差縮小など、一つの事業体では解決し得ないさまざまな課題に対し広域的に対処し、安全で良質な水を将来にわたり安定的に供給していくこととされております。

また、末端給水事業体の統合についてですが、水道の広域化により水道事業の運営基盤を強化することで、水道水の安全の確保、供給体制の持続性の確保等を図ることを目的としております。

5 点目の2つの統合の進展についてであります。用水供給事業体と県営水道の統合につきましては、現在は、実務担当者による検討会議において、統合後の事業体の運営方針等を示す九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合基本計画案の策定に向け、施設の整備・更新の考え方、財政運営の見通し等について検討が行われております。

末端給水事業体の統合につきましては、広域化基本構想において定めた基本方針や方向性について合意し、広域化に向けた協議検討を進めることを取り決めるための覚書案の検討段階にあります。

また、何がネックになって2つの事業統合が予定どおりに進展していないのかとのご質問についてですが、用水供給事業体と県営水道の統合と、末端給水事業体の統合とは並行して協議が進められておりまして、末端給水事業体の統合に係る覚書の締結を経て、用水供給事業体と県営水道が経営統合に進む計画となっております。

このように、2つの統合が密接な関係にあることから、現在、県が作業を進めております九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合基本計画の内容について、関係市町との調整が進めば、2つの統合が進展するものと考えております。

6 点目の水道料金の値下げについてであります。人口減少等に伴い、水需要の減少傾向は続くものと思われ、給水収益の増加が見込めない中、老朽化施設の更新・整備等に多くの費用が見込まれることから、現状では水道料金の引き下げは難しいと考えます。

次に、ごみ袋代の値下げについて申し上げます。

1 点目のいすみ市、大多喜町、御宿町の指定ごみ袋の流通の仕組みであります。製造業者の決定につきましては、仕様書に基づき年度ごとに入札または見積もり合わせにより決定されております。

製造されたごみ袋の保管であります。クリーンセンター等で保管するか、または、製造業者が保管しております。

保管されている袋を販売店が入手する方法としましては、職員が販売店に持ち込む方法、販

売店側がクリーンセンターに受け取りに行く方法、製造業者が販売店に配送する方法があります。

販売価格につきましては、燃やせるごみの袋は、いずれの市、町も45リットル袋10枚で500円。資源ごみ袋では、45リットルで200円または150円。透明で中身が見える袋であれば、よしとするところもあります。

販売手数料についてであります。燃やせるごみの袋は、45リットル袋10枚で21.6円から52.5円で、販売店からの請求に基づき支払う場合もあり、また、請求によらず支払う場合もあります。

以上のとおり、流通過程はさまざまですが、唯一の共通点は、燃やせるごみの袋45リットルが10枚で500円と自治体で定められ、同じ金額で販売されていることでございます。

2点目の勝浦市でも他の市町と同じ方法によって価格を定め流通させることは可能かどうかについてであります。有料化検討段階当初より、ごみ袋の販売につきましては、自由競争を維持しつつ、当時のごみ袋の流通形態をそのまま生かし、さらには手数料徴収事務、販売手数料事務を簡素化し、ごみ手数料の有料化を実施することとして、証紙方式を採用いたしました。

その理由といたしましては、これまでの答弁のとおり、平成11年6月28日に公正取引委員会から、指定ごみ袋を一般に販売される商品として流通させている場合に、地方公共団体が販売価格の指導を行うことは、再販売価格維持行為等、独占禁止法上の問題を誘発するおそれがあるなど、独占禁止法上問題がある、との指摘がありましたことから、袋自体の価格と手数料を明確に区分いたしました。

十分に十分な検討を重ね、庁内検討会、勝浦市環境審議会、区長会説明会、住民説明会、議員全員説明会を経た結果でありますことから、現在の方法を変える考えはありません。

3点目の燃やせるごみ用40リットル10袋、618円から670円を隣町並みに値下げできないかについてであります。既に答弁のとおり、当市においては、自由競争に任せてありますことから、販売価格に関与しておりませんので、値下げについての考えはありません。

次に、国保税の負担軽減について申し上げます。

1点目の国保の構造問題についてであります。国保は制度創設以来、国民皆保険を支える中核として、今日まで重要な役割を果たしてまいりましたが、被保険者の年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いこと及び所得に占める保険税負担の割合が大きいという構造的な問題を抱えていることに加え、医療技術等の高度化に伴う医療費の増加により、国保の財政状況は極めて厳しい状況にあります。

全国知事会、全国市長会、国保中央会などの団体が、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充や強化を図ることを国に要望していることについては、本市としても異論のないところであります。

2点目の国保税を協会けんぽ並みに引き下げる要望についてであります。まず、ご指摘の1兆円の公費負担増の内容は、平成26年当時に、全国知事会の社会保障常任委員長でありました栃木県知事から、協会けんぽ並みの保険料負担率まで引き下げるためには、1兆円の国庫負担が必要であるという発言があり、その後の知事会との協議の上で、財政状況の中で、できるだけ支援ということで3,400億円にまとまったという経緯は認識しております。

昨年4月から実施されました国保の都道府県化は、市町村格差の是正と、小規模保険者の財

政運営の安定化を図ろうとするものであり、中でも、約3,400億円の公費の拡大による財政支援は、本市の国保会計におきましても保険税率等の上昇抑制に効果を発揮しております。

これからも、安定的な国保財政運営のために、さまざまな機会を捉えて、公費負担の拡充について、国や県に要望してまいりたいと考えます。

3点目の国保税の均等割、平等割についてであります。国保税の均等割、平等割は、地方税法第703条の4で規定されており、一般に租税は、担税力に応じて課することが望ましいとされておりますが、国保税におきましては、国民健康保険が被保険者の疾病、あるいは負傷等という偶発的に発生する事故について、医療技術を通じて救済することを目的とする事業であることから、その課税に当たりましては、応益原則が取り入れられているとされております。

そして、この応能、応益の両負担について、同条第21項において、所得割、資産割、均等割及び平等割の4方式、資産割を除いた3方式、所得割及び均等割の2方式のいずれかを市町村の実情に応じて選択することが認められております。

本市の国保税では、資産割を除いた3方式を採用しておりますが、制度的には平等割を廃止して、所得割と均等割の2方式にすることは可能ですが、均等割は地方税法が改正されない限り、廃止はできないものであります。

4点目の公費1兆円の投入による均等割、平等割の廃止についてであります。公費1兆円のうち、どのぐらいの金額が本市に割り当てられるか不明ですが、平成30年10月20日賦課期日現在の本市における国保税の均等割、平等割の総額は約2億9,000万円で、そのうち公費で補填される軽減額が約9,000万円なので、約2億円投入すれば、均等割、平等割の額を埋めることができる計算となります。

ただし、さきにお答えしましたとおり、均等割は、地方税法が改正されない限り、廃止はできないものであります。

5点目の免除制度についてであります。国保税は、翌年度課税を採用しており、前年中の所得に応じてご負担いただくものであります。災害や病気等により所得が激減した場合には、勝浦市国民健康保険税減免取扱要領に基づき、前年の所得や被災割合等に応じて、最大100%を減免する制度を設けております。

また、災害等を受けた翌年度にあつては、収入も激減しているため、均等割、平等割も最大7割軽減の対象となることから、災害等により、所得が激減された方に対する減免及び軽減は切れ目なく行われるものであり、ご指摘のような矛盾は生じていないものと考えます。

6点目の滞納者への対応についてであります。国保税を納期までにお納めいただけない場合は、督促状や催告書を送付して、納付を促しております。

これらの通知に対しまして、何ら対応をされない場合は、通常の被保険者証にかえて、短期被保険者証を発行し、定期的な納付を促していますが、納付に応じていただかず、1年を超える滞納が続いた場合には、勝浦市国民健康保険被保険者資格証明書及び短期被保険者証取扱要領に基づき、短期被保険者証の返還を求めています。

その際、あわせて、納付相談の案内及び納付できない特別な事情がある場合の確認用に特別の事情に関する届出書を同封しております。

それでも、なお、何ら対応されない場合には、資格証明書を交付しております。

これらの一連の手続は、法令等の定めに沿ったものであり、善良な納税者との公平性の確保

に努めているところでございます。

7点目の国保の都道府県化による保険税の引き上げ及び負担軽減の取り組みについてですが、今年度から始まりました国保の都道府県単位化に伴う本市の国保税につきましては、県から示されました標準保険料率を参考にし、留保財源から2,000万円を充てて、国保税を引き下げたところでございます。

また、平成31年度予算は、現行税率等をもとに、国保税を計上しております。

今後、後期高齢者医療への移動を主な要因とする被保険者数の減少や1人当たりの医療費の増加により、国保財政はさらに厳しくなることが予想されますが、国保税の引き上げ抑制のため、財政調整基金や留保財源を充ててまいりたいと考えております。

なお、市独自の国保税負担軽減については、特に考えておりません。

次に、デマンドタクシーの拡充について申し上げます。

1点目の新年度でのデマンドタクシーの利用できる場所、利用時間、利用条件等についてありますが、今年度、移動困難者調査・対策事業として、県が主体となり本市も協働で実施しております。

事業概要といたしましては、市内の高齢者2,000人に、日ごろの外出や買い物状況、また、将来の外出・移動に関しアンケートを実施したもので、この調査・分析結果の報告が、県から、今月ないし来月にはあろうかと思います。

この結果を踏まえまして、その後、対策を検討してまいりたいと予定しております。

その他、現在、配車の都合上、デマンドタクシーの利用予約の受付を出発時刻の1時間前までとしておりますが、これを短縮する方向で事業者と協議を進めております。

この改善が図れますと、例えば、病院への通院などで早目に診療が終わった場合に、現在よりも1便早い便の利用も想定され、その分、早い帰宅につながるかと考えております。

2点目の利用においての将来的な検討・拡充すべき課題についてであります。本市の公共交通におきましては、公共交通の利用が困難な地域への対応を優先的課題としております。

ご質問の身体能力に応じた対応につきましては、従来より、身体障害者手帳1級・2級をお持ちの方などを対象に福祉タクシー事業を実施しており、年間延べ人数で1,500名ほど利用いただいております。

また、高齢ドライバーの割合も多い中、新年度より、車、バイクの運転免許を自主的に警察署に返納され運転経歴証明を受けられた方は、デマンドタクシー運賃を半額の200円に割り引く、新たな制度をスタートさせたいと考えております。

今後、これら制度の周知広報に努めてまいります。

なお、日曜運行につきましては、デマンドタクシーの目的地の半数以上が医療機関であり、市内のほとんどの医療機関が日曜・祝日は休診であります。あわせて、アンケートにより、現在の週6日という運行日に対しての利用者満足度も高い割合でありますことから、現時点では、現状を維持してまいりたいと考えております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育に関するご質問につきましては、教育長から答弁いたさせます。

○副議長（松崎栄二君） 次に、岩瀬教育長。

〔教育長 岩瀬好央君登壇〕

○教育長（岩瀬好央君） それでは、ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答えいたします。

まず、小中学校特別教室へのエアコン設置について申し上げます。

1 点目の小中学校特別教室へのエアコン設置の見通しについてであります。現時点では、特別教室へのエアコン設置についての計画はありません。

7 月及び9 月上旬の時期の対応については、状況に応じて日課を一部変更するなどして対応していきたいと考えております。

2 点目の災害時に避難所として体育館を利用する場合、真夏の猛暑にどう対応するかについてであります。市内の小中学校は、全て避難場所に指定されております。体育館についても同様であります。

学校が夏休み期間中などで教室を使用していない場合は、エアコンを設置してある教室を避難場所として利用することは可能と考えておりますが、利用できない場合には体育館を避難場所として利用することとなります。

しかしながら、どの学校の体育館においても大規模なエアコン設備の設置は非常に困難であることから、熱中症対策として、こまめな水分補給用のペットボトル飲料水の配布や一般的に体育館などで使用される大型扇風機などで、暑さへの対策を行ってまいりたいと考えております。

以上で、藤本議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3 番（藤本 治君） それでは、1 番目の水道事業から再質問させていただきます。石綿セメント管の残量は2,951メートルということですが、これが完了するまでの見通しと、安全性についてはどのように確保されているのか、お伺いします。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。石綿セメント管の布設替え工事につきましては、平成13年度から毎年実施しておりまして、平成13年度当初は、石綿セメント管の布設延長は19キロ238.9メートルございました。毎年布設替え工事を実施してきておりまして、現在は、先ほど市長答弁にあったとおり、2キロと751メートルということで、布設替えの進捗状況につきましては85.7%と認識しております。

今後につきましては、財政状況を見ながら、着実に布設替え工事を実施していきたいと考えております。

安全性についてですけれども、石綿セメント管を通った水については、特に健康被害はないということが厚生労働省から示されております。また、構造自体は、衝撃に弱いということが言われております。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3 番（藤本 治君） 完了の見通し、二千何年まで完了させるんだという、そういう目標はないのかどうかということと、水を通して使用されている限りは安全で、布設替え後の石綿セメント管の処理の段階で、飛散が起こらないような対策はとられているかどうか安全性の上では大事かと思うんですが、その点も改めて聞きたいと思います。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。今後の布設替えの見通しということでございます。

が、目標としては、先ほども申したとおり、財政状況を考慮しながらやっていかなければいけないんですけれども、今後新たな水道ビジョンが計画されまして、平成33年度から平成42年度となっておりますので、できれば、この計画期間中に解消したいと考えております。

安全性ですけれども、工事が終わって、産業廃棄物として処理されるものは、安全に処理しております。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 佐野浄水場につきましては、水道ビジョンで、ろ過の方法について、現方式を変更する必要があるというようなビジョンが記されておりますけれども、そのことについての必要性については、現状と課題はどうなっているのか、伺います。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。水道ビジョンの中で、浄水場のろ過方式については、計画の中で盛ってございまして、ろ過処理施設について、更新が計上されておりましたが、現状では、今のところ、老朽施設の改修は、毎年施設内の改修は適切に行っておりますけれども、ろ過方式の見直しは、現行では行っておりません。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 水道の使用料が見込みよりも減っているからということで、ろ過方式の変更を急ぐ必要はないということかと思うんですけれども、新しく今年度の予算で、新水道ビジョンの策定が委託されて、その中には経営戦略も盛り込むということが先ほど答弁にありましたけれども、その新しい水道ビジョンの中で、ろ過方式についてはどういう位置づけでビジョンの中に盛り込まれることになるのか、あと、経営戦略が新たに盛り込まれるということの意味合いをご説明いただきたいと思います。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） 今後策定する水道ビジョンの中に、どのようなろ過方式等の対策を盛り込むかというのは、今後検討していきたいと思います。

それと、経営戦略についてでございますけれども、経営戦略のほうは総務省が推奨しているものでございまして、総務省では、公営企業が住民の日常生活に欠くことのできない重要なサービスを提供する役割を担っているということで、将来にわたりサービスの提供を安定的に継続していくことが可能になるよう、計画の裏づけとなる経営戦略の策定を要請しているところでございます。

具体的に経営戦略の中にどういう内容を盛り込むかということにつきましては、投資、財源に係る試算の検討を十分になさるようということでございまして、投資の試算の検討につきましては、施設設備の合理的な投資の見通しについて、計画期間における必要な投資額を試算する。財源試算の検討といたしましては、投資試算を踏まえて、必要な財源、これは料金とか、企業債とか、一般会計出資金などですが、そういったものについて適切な水準、構成を検討し、と。収支のギャップを解消するため、投資と財源が収支均衡した投資財政計画になるように、投資試算と財源試算の検討をし、収支を均衡するために料金水準の大幅な引き上げにならないように、将来世代に負担を負わせることのないように、起債や先送りがないように、安定的に事業を継続していくために、そういった経営戦略を盛り込むようにということで、総務省のほうから要請が来ております。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 現在の水道ビジョンにおいては、佐野浄水場のろ過方式を変更することによって、15億円前後の投資が必要だというビジョンになっていたかと思います。そういう投資が必要な場合は、水道料金変動の要因として非常に大きなインパクトがあると思うんですけども、新しい水道ビジョンの策定において、そのろ過方式の変更というのは、今、検討はするという状況で、盛り込むという断定的なお話はなかったように思うんですけども、水質悪化を防ぐために、ろ過方式の変更が必要だというのが現在の水道ビジョンだったと思いますけれども、この一番投資額の大きいろ過方式の変更というのは、今後どうなるのかというのを、改めてはっきり伺いたいと思うんですが。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） そのろ過方式の見直しですけれども、それは、今後計画をつくる段階で当然議論に上がってくると思いますし、費用はかなりかかると思うんですが、それを盛り込まないということではなくて、それを視野に入れて十分検討していきたいと思います。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） それがどうなるかというのは今後の水道料金変動の要素としては非常に大きなものになるかと思うので、今後注視していきたいと思います。

それから、今2つの統合が進められておるわけですが、その目指すところ、何のためのものであるかについておっしゃられた中で、料金の平準化ということにつきましてですが、現在、料金平準化のために、県費の支出としては、今、高料金対策補助金で県が負担している規模の県費を投入して、不足額は、参加の市町村で分担金を求めるというような方向は前回の質問に際してもお答えいただいているんですが、その料金平準化における県費の支出の規模ですけれども、今まで、高料金対策補助金については、現在は20数億円の数字だと思うんですけども、最高時は40億円ぐらい投入された歴史があると思います。大分前ですけれども、最高時は40億円からの高料金対策補助金が県から出されておって、現在はかなり低くなっていると思うんですけども、どの程度の県費が投入されて、不足分を市町村が分担金としてどの程度負担する話になっているのか、おわかりになりますでしょうか。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。用水供給事業体と県営水道の統合については、県のほうで、今、担当者による会議が行われて、その体制、シミュレーションを含めて検討されているということで、私のほうで詳細はわかりませんが、ただ、方向としては、先ほど言ったように、県が出している高料金対策補助金を活用して、なおかつ不足する分については、その不足する額の全体の2分の1を県が、残りの2分の1を関係市町村が負担するということは聞いておりますが、これについても、今、県が計画を検討しておりますので、はっきりした負担の内訳ではございませんが、一応そういったことは以前は話をされておりました。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 現在、その2つの統合が、順調には進んでいないように見えるわけです。確かに覚書の締結は既に去年のうちにやっておこうという計画だったのが、今年にずれ込んでくるわけですから、まだ見通しも明らかな答弁ありませんでしたので、いつごろ覚書締結がなされるのかも定かではないような感じなんですけど、そのネックになっているのは、市町村の負

担金ということではないのでしょうか。どこにネックがあって、そのネックというのは、末端給水事業の統合の覚書が締結するというのは、用水供給事業の統合の前提だということが言われていましたけれども、その覚書締結が順調にっていないことがネックなのか、それとも用水供給事業の統合で、まだ県の話し合いの中で、市町村分担金とかそういったことで調整がつかないことがあることがネックなのか。用水供給事業のほうの統合がネックの主な要因なのか、末端給水事業の統合のほうに主な要因があるのか。覚書が締結されない理由というのは、順調にっていないのは、どこに要因があるのでしょうか。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） お答え申し上げます。覚書がおくれていることについては、先ほど市長答弁にもあったように、2つの統合が密接に関係していて、用水供給事業体と県営水道に係る計画、これは関係市町村に大きく影響してきますので、この計画を県が作成して、関係市町村との調整が済んで、それを経た上で、末端給水事業体のほうも覚書を結ぼうということになっておりますので、そのあたりの作業が全体的におくれているというか、県のほうの計画に対しての市町村の合意というか、調整が済んでいない、その辺で全体的におくれているのではないかと認識しております。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） では、何が解決すれば覚書の締結に至るのでしょうか。覚書はなぜ締結できないまま、去年からずっと予定が後ろへ、後ろへと延びているのか、それがよくわからないものですから、改めて聞きたいんですけれども。すばっと、わかりやすく回答をいただきたいと思います。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。大野水道課長。

○水道課長（大野 弥君） 覚書が結べない現状は、先ほど言ったように、用水供給事業体と県営水道の統合に伴って作成される、九十九里・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合基本計画の内容がまだ作成されていないためだと認識しております。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 用水供給事業の統合のほうにネックの要因があるというのがわかりましたので、最後に、市民の切実な願いである水道料金の値下げに対して、答弁では、できないということなんですけれども、12月の一般質問でも私はこの質問をさせてもらって、鴨川市が踏み切って、とうとう長生、いすみ、安房の市町村の中で勝浦市だけがやっていない自治体になったわけなんですけれども、高料金対策を活用していない市が勝浦市だけになったときに、猿田市長にそのことをお伺いしたときに、鴨川市がやめて勝浦市だけになったからということだったのかもしれませんが、やっている市町村は財政が豊かだということをおっしゃった。それは合併によって鴨川市は財政が豊かになったというふうに言いたかったと思うんですけれども、財政が豊かで一般会計に余裕があるから勝浦市以外の市町村全てがやっているかのように答弁されたんです。私はそれはちょっと、鴨川市のことを言いながら全ての市町村が財政が豊かで一般会計に余裕があるかのようにおっしゃられたので、これは撤回して訂正されたほうがいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 合併をしたところにつきましては、合併補助金、合併特例債、それから合併

の算定替えという、今回の平成の大合併は、あめとむちで行った合併です。あめが非常に豊富な合併であったということでもあります。したがって、合併をしたところにつきましては財政的に余裕がある。ただ、AとBとCが合併しましても、それぞれのところも同じように行財政の財政需要というのは出てきますから、これは順次計画的に使っていくことにはなりますけれども、例えば計画的にAとBとCが合併しますと、経費は相当浮きます。浮いても、例えば交付税も合併しないとみなして交付税を全部算定して合算してくれる、こういうような、いわゆるあめに相当するものが相当あるということでもあります。したがって、財政的に余裕ありますし、現実には、いすみ市などは、たしか50億円程度の財政調整基金もありますし、南房総市などは100億円程度の財政調整基金もあるということを私は首長から聞いております。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 訂正なさいませんでしたけれども、その合併をしたところだけがやっているわけではなくて、合併していない市町村でも、勝浦以外は県の高料金対策補助金を使っているわけです。それがあたかも財政が豊かで一般会計に余裕あるからやっているんだという答弁になっているんじゃないかということで、それは訂正なさったほうがいいんじゃないですかということなんです。それはいかがですか。

○副議長（松崎栄二君） 質問の途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 開議

〔9番 寺尾重雄君退席〕

○副議長（松崎栄二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 先ほどは財政的に余裕がある、なしということもありましたけれども、もう一つは、前にも答弁させてもらいましたけれども、水道のような、いわゆる地方公営企業に基づく場合は、その特別会計で処理をするときは、基本的には特別会計の中で処理をするというのが原則であります。一般的に法定繰り出しというものが認められるものは別ですけれども、特別会計の中で処理をするというのが原則です。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 相変わらず訂正はなさいませんでした。勝浦市ただ一つ、長生、いすみ、安房で高料金対策をやらない市になりましたけれども、その原因は何かといえば、財政の問題ではなく、勝浦猿田市政に福祉の心がないからだと思わざるを得ません。

次の質問である、ごみ袋代に移ります。これは細かくはご質問しませんが、勝浦市とお隣のいすみ、大多喜、御宿とでは、やり方が全く違うと思うんです。その違いを明確に認識した上でご答弁いただきたいんですけれども、それぞれのお隣のまち、いすみ、大多喜、御宿は、市が業者に委託をして製造し、それを買い取って、市が責任を持って流通させている。その保管されている場所はいろいろありました。ご答弁どおりです。所有権はどこにあるかといえば、町や市にあると思うんです。買い取っているはずですので。その上での50円という定額を設定して流通させているという、そのことがどういう意味を持つのか、独占禁止法にどう触れるのか、触れないのか、そういうお話になろうかと思うんです。

勝浦市の場合は、当初3者が参入して、自由競争で、勝浦市は袋の規格だけを示して、証紙を発行して、その証紙を張って販売、流通させなさいと。だから証紙を業者と取引するだけであって、業者のほうは、自分の判断で袋を規格どおりつくって、値段をつけて販売するという事で、完全にその袋は小売店に行くまで業者のものであって、小売店に幾らで卸すかというのも、それぞれの業者の判断でやる、そういう自由競争が今2者で行われているということだと思えます。その現在の2者に対して、末端価格を幾らで売rinaさいという指導をすることは、確かに公正取引委員会はクレームをつけると思います。市がそういうことをやったら、それは公正な取引を阻害しているんじゃないですかという意味では、おっしゃるとおりだと思います。しかし、いすみ、大多喜、御宿がやっているやり方は独占禁止法に触れないと思うんですけども、いかがでしょうか。

〔9番 寺尾重雄君入席〕

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸清掃センター所長。

○清掃センター所長（神戸哲也君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、勝浦と、ほか3団体、システムが違います。そもそもが、有料化に踏み切ったのは勝浦市が一番遅かった。いすみ、長生、安房では既に行われていて、勝浦市が20年度からというところで、十分に十分な検討を重ねてきた中で、どういう方式がいいのかということで、ごみ袋代と、手数料である証紙、これを合わせた方式が最良だろうという判断のもとで決定したわけです。

そこで、ほか3団体と勝浦市のシステムの違いからどういうことがあるかといいますと、勝浦市の場合は、税金を投入する部分では、証紙を印刷して、それを貼付していただく手数料、そのみなんです。実際、ごみ袋を購入する上では、やはり金額の差というのは見えるんですが、ほか3団体におきましては、袋は税を使って製造している、そして販売手数料も税金から出しているということになりますと、例えば、ある団体では販売単価は1枚につき50円ですけれども、しかし、見えないところの金額としましては、袋の製造に13.6円、そして販売手数料に18.7円かかっている。そうしますと1枚当たりが68.7円というような形になります。ですので、システムは違いますけれども、その袋代、その目的を達成するまでの袋全部にかかる経費というのは、さほど変わらないと考えております。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 私の12月の質問に際しても、3団体のやり方がとれない理由に、独占禁止法に触れるということをおっしゃっているんです。なぜこういうやり方ができないのかという理由にされているのは、その理由は取り下げられますか。今おっしゃったように、勝浦市は最良の方法として選んだ、そして税金を投入する経費は一番少なく済んでいる。その理由によってこのやり方を選んでいるのであって、いすみ、大多喜、御宿がやっているやり方をとれないのは独占禁止法に触れるからだというのは取り下げられますか。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸清掃センター所長。

○清掃センター所長（神戸哲也君） お答えいたします。まず、勝浦市の袋は、ごみ袋代と手数料の証紙代が入っておりまして、この証紙にかかるところは変えられない。そうしますと、ごみ袋代の部分について下げるかどうかということになるわけですけれども、それを行政側が価格を指定して、500円で販売してくださいということを価格を指定すること、これが独占禁止法に触れるということになります。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） お隣の町のやり方を勝浦市でもやってくださいということをして、それができないという理由は独占禁止法に触れるからということではないんじゃないですかと、今お尋ねしているんです。勝浦のやり方をずっと続けたいということをおっしゃっているようですけれども、なぜお隣の町のようなやり方がとれないのかということなんです。それは独占禁止法に触れるからではないんじゃないですか。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸清掃センター所長。

○清掃センター所長（神戸哲也君） お答えいたします。先ほど申し上げましたとおり、手数料の収入については証紙収入が適しているという判断のもとであります。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） お隣の町がやっているやり方、これは、いすみ、大多喜が先行していたと思うんですが、勝浦市はその後有料化して、御宿は最後に有料化しました。その有料化した御宿のやり方は、先行しているいすみや大多喜に倣って、余り他の市や町と変わらないようにしようということでこの方式を採用したんだと思うんです。そういう経緯で、お隣の2市2町の中では勝浦だけが独自のやり方をとっているわけです。市民の要望は、隣の町と同じようにしてくれ、同じ値段でゴミ袋を使わせてくれという願いなんです。それに率直に伝えてくれというのが私の質問ですけれども、それができないということを今おっしゃって、独占禁止法については理由にされませんでした。それは撤回されたものとして、それは理由にならないということだと思えるんですけれども、それはそれとして、末端の価格は50円と定めた、そのそれぞれのまちの判断と同じように、今2者が自由競争をやっていますけれども、1者になったらどうなりますか。それは考えたことあるんでしょうか。1者になった場合、それこそ独占価格になります。その業者1者が独占して勝浦市のごみ袋を手中に収めたら一体どうなるんでしょうか。そのときまた改めて考えるということではなくて、今の段階からもうそういうことも見越して、お隣の町がやっている方式を採用して、50円で勝浦市も市民の皆さんにごみ袋を使っただきますと、その中で製造に要した費用、販売証ですね、取扱証ですね、小売店と言ったら卸値と売値というので自由競争の問題がありますけれども、取り扱い用に手数料を渡して、残った分を50円から差し引いて、残った分がごみ処理手数料という収納の仕方にされたらどうかということなんです。お隣がやっているように。なぜ、そのことを、はい、やりますというふうにならないのかということをお尋ねします。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。神戸清掃センター所長。

○清掃センター所長（神戸哲也君） お答えいたします。まず、製造業者が1者になってしまったらということについてということがありますけれども、ほかの郡内につきましては製造業者は1者と契約しているということでもあります。

また、やり方を変えないかどうかということにつきましては、これまで、以前より答弁されているとおりであります。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） ほかの業者とは、製造業者ではなくて、市が委託した業者は、何者かのうちから入札や合見積もりをとって、見積もりの低いところを選んで、市が委託契約を結んで製造させているので、当然1者になるはずなんです。そのことが理由になるはずじゃないじゃないですか。

勝浦市は今までのやり方をかたくなにやり続けるという表明はなされましたけれども、これについても福祉の心がないかと、改めて痛感せざるを得ません。猿田市政の隅々にわたるそういう市の施策のあらわれの一つだと思わざるを得ません。

国保に移る前に、4番目、5番目の小中学校特別教室へのエアコン設置についてと、デマンドタクシーにつきまして、時間がなくなっては困りますので、先に伺わせていただきます。

特別教室へのエアコン設置の必要予算総額と、今計画はないということですが、猛暑日の対策、日課変更とか申されたんですけれども、猛暑日の対策は具体的にどんなふうになるのか、お尋ねします。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えいたします。既に議決をいただいております普通教室へのエアコンに、仮に体育館を除いて、いわゆる理科室とか、家庭科室とか、美術室とか、そういう校舎内にある普通教室に入れた場合に、台数は約100教室近くになってきます。そうしますと、詳細な事業費は算出をしておりますませんが、恐らく4億円近くになってくるのではなかろうかと思えます。

また、日課変更についてでございますが、具体的に申しますと、低学年ですと1時間から5時間授業、中学年、高学年、中学校になりますと6時間という授業が日々行われておりますが、その中で、普通教室で行うであろうと考えられます授業は、その約8割に相当します。そうしますと、単純に小学校1年生の授業の年間の総授業数が850のうち、8割を680として、さらにそれを週で割った場合、5時間の授業のうち大体4時間程度が普通教室で行われるであろう。そうしますと、例えば週間予報であるとか、その日の気温測定等をした上で、夏季期間中に当たっては、普通教室以外で行われる授業を1時間目に設定をするとか、そういう柔軟な対応をすることによって、子どもたちの健康面に配慮していきたいという考えでございます。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） では、体育館のほうの避難所として利用する場合のことについて伺いますが、夏休み中は普通教室が利用できるというご答弁をいただきました。去年も7月の猛暑は大変酷い日が多くあったわけですが、7月、夏休み前という時期に、避難生活に体育館が使用されて、非常に猛暑であると。それを乗り切るために、先ほど答弁あったように、ペットボトルで冷水を配ったり、大型扇風機で風通しをよくしたり、そういう努力をしていただくとしても、大変暑いときに、体育館の中というのは、それだけでどれほど生活の質をよくできるのかなという懸念がありますけれども、空き教室がもしあれば、そこに移っていただいて、スポットクーラーなどを利用して、なるべく快適な環境をつくる、そういう手だてもとれないかなと思うんですけれども、全国的にいろいろな例があるかと思えますけれども、全国的にどういう工夫がされているのかも含めて、大いに研究していただいて、最善の策を講じていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。議員おっしゃるとおり、確かに猛暑の中で体育館ににいるというのは、条件的には非常に大変なのかなというふうに認識しております。本来は、究極の要望とすれば、体育館に大規模なエアコン設備というのは本当に必要なのかなというところ

ろはありますが、体育館というのは、私が認識している限り、断熱材等も入っておりません。かなりの金額。ネットなどで調べてみますと、一つの体育館に大規模なエアコン設備を持つと、5,000万円以上かかるような情報も聞いております。勝浦市については、それはなかなか困難ということでご答弁させていただいたところでございます。

そんな中で、今おっしゃいましたように、空き教室。授業中でも空き教室があつて、そこにスポットクーラーでもということは、これは今後教育課とも十分協議しながら検討していかなければいけないと考えております。以上でございます。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） よろしくお願ひします。デマンドタクシーですけれども、2,000人のアンケートをやっていたいて、今月ないし来月にはその結果の詳細がわかるようですけれども、現在、アンケートの結果や特徴で、幾つかわかっていることがあれば、ぜひご紹介いただきたいと思ひます。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。市長答弁にもございましたように、その報告書が今月ないし来月に参るということで、まだ現時点では詳しい中間での報告はございません。最終的な報告書をもって検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 車、バイクの免許返納者の料金が半額になるというのは、これは市内全域の免許返納者について対象になるのか、あるいは対象に限定があるのか、その辺をお尋ねします。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。エリアにつきましては市内全域ということで進めております。以上でございます。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 障害者福祉タクシーの利用が1,500名あつて、そちらの利用を先ほどご答弁の中ではいただきましたが、私が課題として検討すべきと思ふのは、障害者福祉タクシーの対象者からも漏れ、そしてデマンドタクシーからも漏れている方で、身体能力などに非常に条件があつて、一人一人個別に見れば、この方に救済の措置をとるとすれば、デマンドタクシーないしは福祉タクシーとしての枠を広げて、1級、2級だけではない障害の程度をお持ちの方に対しても、どちらかのタクシー利用ができるという、そういう救済を課題として検討できないかというお尋ねなんですけれども、これは企画、福祉、どちらでも結構ですが、今後の検討課題として、今どちらにも漏れている方が現にいらっしゃるわけなので、福祉タクシーとデマンドタクシーからも漏れていらっしゃる方々をいかに救済するかということで、私は、市長が認めるという条件があればデマンドタクシーを利用していただくということは可能なのではないかとと思ひているんですが、そういうことも含めて、今後の検討をしていただけるかどうか、伺ひます。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。吉清福祉課長。

○福祉課長（吉清佳明君） お答えいたします。私のほうでは、福祉タクシーの助成の対象ですけれども、今言われたとおり、身体障害者手帳の1級、2級の方、また、知的障害の方、療育手帳の保持者であります。そこから漏れている方への福祉タクシーの利用ということですが、

近隣の市町村の状況を見ますと、やはり障害者については1級、2級までということで、1級、2級の方でも車の運転ができる方もいますし、3級、4級の方でも、体の障害の部位といいですか、そういうことで車の運転ができない方もいらっしゃると思いますので、なかなかその線引きは難しいんですが、一応1級、2級を対象にしているということでもあります。

療育手帳、知的の方についても、勝浦市は療育手帳の保持者は全て対象としておりますけれども、例えば、いすみ市や鴨川市等は、療育手帳の中でも重度の方に限っているような状況もあります。

障害者については各種サービスを提供しているというところもありますので、福祉タクシーの対象としては、限られた財源の中での福祉タクシーの拡充というのは 今のところ困難だというふうに考えております。以上でございます。

○副議長（松崎栄二君） 次に、軽込企画課長。

○企画課長（軽込一浩君） お答えをいたします。市内の公共交通機関、例えば鉄道、バス、タクシー、そういう交通機関それぞれの機能、役割があると考えます。それらを連携したり補完することが行政の課題といたしますか、宿命であると思いますので、それぞれのピースを埋めまして、交通網の整備を図ってまいりたい、これからも努めてまいりたいと考えております。議員おっしゃるような点につきましては、今後の研究とさせていただきたいと考えます。以上でございます。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 免許返納者は市内全域対象になるということですので、市内全域、場所にとらわれず、一人一人個別の事情によっては、市長が認める方についてはデマンドタクシーの利用も可能になるような道をぜひ開いていただけるよう、今後の検討をぜひ期待したいと思います。

残された時間で国保の問題にお尋ねを絞りますけれども、1つ確認したいのは、1兆円の公費負担増は妥当かどうかについてどうお考えかですが、3,400億円に去年から実施がされて、1兆円の要求は3,400億円でおさめたかのようなご答弁をいただいたんですけれども、実際にはそうではなくて、去年、3,400億円の公費が投入された後にも、知事会は、これの維持だけではなくて、さらなる増額を求める要望を政府に出していると思うんですけれども、そういう点から言って、1兆円の交付負担増というのは、3,400億円の投入によっていろいろ改善された面はあるんですけれども、決して、最初に申し上げた国保の構造問題を解決するには至りません。3,400億円では全然足りないということだと思います。そういう点では、1兆円の公費負担増は、ごくごく妥当な要求だと私は思っているんですけれども、市の担当のほうではいかがでしょうか。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。国保の公費の負担増についてでございますけれども、構造的に被保険者の年齢構成が高いことや、医療水準が高いということ、また、所得に占める保険税負担の割合が大きいということで、平成30年度から約3,400億円の公費負担がされたわけでございますけれども、これからまたどんどん被保険者数の減少があったり、あと、医療費が増加していくということがございますので、これからも、機会を捉えまして、市としましても、国のほうに公費負担の増を要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 額としても、1兆円というのは非常に妥当な額だと思いますので、その点も、ぜひ具体的な要望としても1兆円という額を取り入れていただきたいと思います。

それから、均等割、平等割の廃止についてですが、これは地方税法を改正しない限りはできないことなので、法をまげて廃止が必要というふうに言っているわけではありません。国の地方税法改正ということで、均等割、平等割廃止ということが決せられた後にできることですが、それでも、その均等割、平等割が必要だというような意味合いに答弁が聞こえてしまうんですが、均等割、平等割は廃止してもいいものだというお考えがあるのかどうかをお尋ねします。財政的な裏づけなしにはできないことなんです。1兆円の公費負担でそれができるという日本共産党中央委員会の政策なんですけれども、そういう点から、均等割、平等割を廃止しても、財政的な裏づけがそのようにとられるのであれば、それはそれで認められるのかどうか、あるいは、応益負担というのは最後まで残すべきだとお考えなのか、その辺を確認させていただきたいんです。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えいたします。国保以外の保険制度、協会けんぽであったり、共済組合の保険であったりと、それぞれサラリーマンなり所得のある方が被保険者として加入していますので、保険料は必ず払っておりますけれども、国保においては、所得のない方もいらっしゃるしまして、均等割を廃止して所得がないという、年間の保険料は1円も払わなくて保険証が取得できるような制度というのが、果たして、低所得者でも保険税を払っている方との均衡なりを見ると、いかがなものかというのは個人的には思います。

地方税法の中で国保税が均等割を残しているのは、国保の保険制度の中で、病気やけがをした中で、それを救済するというのは、所得のある、ないにかかわらず、それは偶発的に起こる、それを補完する制度であるから、応益の原則としての均等割が地方税法の中で取り入れられているという、私が見た逐条解説にもそういう記載はございます。

所得がなくても、受益の受ける範囲においては、もちろん所得がない方であれば最大7割の軽減がありますので、ある程度のご負担軽減はされておりますけれども、全くなしというのは、保険料なりを全く払わない、1年間の保険料なしで保険証が交付される仕組みは、いかがなものかと思っておりますので、ある程度均等割は必要であろうかなと私は認識しております。以上です。

○副議長（松崎栄二君） 次に、植村市民課長。

○市民課長（植村 仁君） お答えいたします。公費1兆円を投入すれば均等割、平等割を廃止して協会けんぽ並みの保険料にできるというお話でございますけれども、本市の場合ですと、市長答弁にございましたとおり、約2億円必要になってきます。計算しますと、1兆円ですと、全国の被保険者3,000万人で割りますと、1人当たり約3.3万円の公費負担になります。それを市の被保険者で計算しますと、約1億6,000万円ぐらいになりますので、それでは足りないのかなという考えでございます。以上でございます。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 均等割、平等割を廃止するのはどうなのかということでご意見ありましたけれども、私は、国保の第1条に書いてある、国保は社会保障であるという、社会保障というのをどう理解するかということで意見が分かれるのかなと思うんですが、とにかく、応益負担の

原則を貫くべきだということで、それを保証するような国庫負担額の増額、1兆円で足りない場合もあるかもしれませんが、差し当たり1兆円の投入によって、協会けんぽ並みの制度にすべきだと考えます。

それと、先ほど一時的な所得の激減に対する救済の措置があると、その方の翌年の保険料は、その激減した状態の所得に応じた保険料負担になるから、一貫してその救済措置は継続するんだというご答弁でしたけれども、実際、恒常的に困窮されている方というのはいらっしゃって、例えば国保税を払うと生活保護基準並みになってしまう。ところが、境界層措置というのがなくて、介護保険並みの境界層措置は国保においてはとられていない、だから救済されていない、そういう現状があると思うんですけれども、恒常的な困窮者に対する救済制度を、国が補う形で制度化すべきじゃないかというのが今回の提案ですけれども、これについてはいかがでしょうか。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。市長答弁の中でございましたように、議員もご質問の中でご説明されていまして、国保税は翌年度課税ですので、所得激減して、その年の所得がなくなれば、翌年は所得割はなく、均等割も7割軽減になってくる。恒常的にそういうような状態が続けば7割軽減が継続されますので、減免制度を新たに設ける必要性はなく、現行制度で7割軽減が維持されていくという認識であります。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 前提が、そもそも国保税が高い、とても払い切れないという現状にあって、それを1兆円の国費の投入で協会けんぽ並みにしようと、それでもなおかつ払えないという状態に陥っている、困窮されている、そういう方をどう救済するのかということだと思うんですけれども、現行の制度自体は、払えない状態の方を一時的に救済する措置とか、その翌年度の措置という形であるわけですが、もっと全体に低くなって誰もが国保税を払いやすくなったときにおいても、生活に困窮されている方をどう救済するかということだと思いますけれども、そういう点で、さらに今回の提言で言っている、困窮者を救うための国の施策をしっかりすべきだと。

あと、保険証の取り上げ、資格証明書の発行につきましても、これはそういうふうにしなさいという国の法律があってやっておられると思うんですけれども、現実には高い保険税で払い切なくて資格証明書の発行を受けた方々もたくさん出てきているわけですが、実際、そのことによって病気が手おくれになったり、あるいは増悪したりということが起こってしまった場合、誰が責任をとるのか、そういうことが問われてくるのだと思うんです。この国保証取り上げについてのほうも、絶対に廃止すべきだと考えるんですが、特に国保証取り上げによる結末に責任が持てるかどうかについてお尋ねします。

○副議長（松崎栄二君） 答弁を求めます。土屋税務課長。

○税務課長（土屋英二君） お答えします。地方税法では、払えるのに払えない方については、真っ当に払っていただく方との公平性を確保するためには、滞納処分、国保においては資格者証というような取り扱いはございますけれども、生活実態等、状況を把握して、どうしても払えない事情がある方については、その執行停止なりという措置もございますので、そちらで救済できる方については税の執行を停止するという処理もありますので、問答無用に全てを滞納処分

で資格者証を取り上げるということではないというふうなことで対応ができるものと考えております。以上です。

○副議長（松崎栄二君） ほかに質問はありませんか。藤本治議員。

○3番（藤本 治君） 私は、この日本共産党の提案を実現するために、国政と地方と手を携えて、この実現のために奮闘していきたいと思います。以上です。

○副議長（松崎栄二君） これをもって藤本治議員の一般質問を終わります。

休 会 の 件

○副議長（松崎栄二君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

明3月2日及び3月3日の2日間は、会議規則第10条の規定により休会いたします。

3月4日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

散 会

○副議長（松崎栄二君） 本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

午前11時44分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問

1. 休会の件